

大阪府北部を震源とする地震および平成30年7月豪雨（西日本豪雨）にかかる
九州保育三団体協議会被災地支援募金事業
実 施 要 綱

1 目 的

本事業は、名称を「大阪府北部を震源とする地震および平成30年7月豪雨（西日本豪雨）にかかる保育三団体被災地支援募金事業」とし、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震および、平成30年6月28日以降の台風7号や梅雨前線の影響により、西日本を中心に全国的に広い範囲で発生した豪雨（平成30年7月豪雨／西日本豪雨）による災害の被災地域における保育所等および保育活動等を支援することを目的とする。

2 実施主体

募金事業の実施主体は、九州保育三団体協議会とする。

3 募金の期間

募金の期間は、平成30年7月30日から平成30年8月31日までとする。ただし、状況に応じ九州保育三団体協議会で協議のうえ、延長することができるものとする。

4 募金の管理

募金は、九州保育三団体協議会の口座で管理することとする。

5 募金の配分先

全国の保育三団体被災地支援募金（口座：社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会 保育三団体被災地支援募金 会長 万田 康）へ全額募金する。